資料1-(1)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う水道料金の減免について

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大が、一般家庭や事業者に影響を及ぼしている状況 を踏まえ、生活支援や経済的負担の軽減を目的として、水道料金を減免する。

2 対象者

給水契約者(官公署等を除く) 約45,000件

3 減免の内容

水道料金のうち基本料金の50% (この減免に伴う申請手続は不要)

4 減免の対象期間

令和2年8月検針分又は9月検針分から2調定(4か月)分

対象範囲※1	検針月	減免対象期間※2
主に市内北部の方	8月	6月・7月分の基本料金の1/2減免
	10月	8月・9月分の基本料金の1/2減免
主に市内南部の方	9月	7月・8月分の基本料金の1/2減免
	11月	9月・10月分の基本料金の1/2減免

- ※1 居住する地域によって、異なる場合がある
- ※2 検針日によって、対象期間に差が生じる場合がある

5 減免の金額(見込み)

減免に伴う費用 109,400千円 (税込)

【財源内訳】地方創生臨時交付金 (1/2):54,700 千円 (一般会計より繰出) 八潮市上水道事業会計 (1/2):54,700 千円

※参考:口径別減免金額(1請求(2か月分)当たり)(税込)

	基本料金	減免金額
口径13mm	1,760円	880円
口径20mm	2,750円	1, 375円
口径25mm	3,740円	1,870円

6 今後のスケジュール

8月12日 市ホームページ、840メールにてお知らせ

8月21日 「水道だより No.66」に記事掲載

9月10日 広報やしお9月号に記事掲載

水道部経営課 担当 東 内線458